

四日市市告示第335号

四日市市総合評価方式実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年5月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市総合評価方式実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市総合評価方式実施要綱（平成20年四日市市告示第363号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 総合評価方式の対象工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 入札者が提示する簡易な施工計画並びに入札者の地域要件及び企業要件と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる工事以外に、市長が総合評価方式によることが適当であると認める工事</u></p> <p>(総合評価方式の種類)</p> <p>第3条 総合評価方式の種類は、次に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる場合に採用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 総合評価方式の対象工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる工事以外に、市長が総合評価方式によることが適当であると認める工事</p> <p>(総合評価方式の種類)</p> <p>第3条 総合評価方式の種類は、次に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる場合に採用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

<u>(3) 簡易型（技術提案チャレンジ型）</u> <u>前条第3号の工事に該当する場合</u>	
<u>(4) その他 前条第4号の工事に該当する場合</u>	<u>(3) その他 前条第3号の工事に該当する場合</u>

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（総務部調達契約課）